

2018年10月17日 全5頁

ファンド向けエクイティ出資の資本賦課の改正案

①制度概要編

2019年3月31日から適用予定

金融調査部
主任研究員 金本悠希

[要約]

- 10月12日、金融庁が自己資本比率に関する告示の改正案を公表した。これは、バーゼル銀行監督委員会での合意を踏まえ、ファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課の枠組みを見直すものである。
- 改正案では、ファンド向けエクイティ出資の信用リスク・アセットの算出方式として、①ルックスルー方式、②マンドート（運用基準）方式、③蓋然性方式（リスク・ウェイト250%/400%）、④フォールバック方式（リスク・ウェイト1250%）が、この順に適用される。
- 改正案は、国際統一基準行及び国内基準行に対して、2019年3月31日から適用される。

1. 告示改正案の公表

2018年10月12日、金融庁は、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案（以下、「告示改正案」）、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」の一部改正案（以下、「開示告示改正案」）等を公表した¹。

これらは、2013年12月にバーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委」）が公表した規則文書を踏まえ、銀行のファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課の枠組みを見直すものである。本稿では、今回の見直しの概要を解説する。

¹ 金融庁ウェブサイト（https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20181012_1.html）参照。

2. ファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課方式の見直し案

(1) 概要

告示改正案では、ファンド向けエクイティ出資について、図表1の信用リスク・アセットの算出方式が認められている。基本的にバーゼル委の規則文書に沿っているが、表中の蓋然性方式は我が国独自といえる方式である。

図表1 ファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課方式（案）

計算方式	計算方法
①ルックスルー方式	ファンドの組入資産を銀行が直接保有しているとみなして算出
②マンドート方式	①が適用できない場合に、ファンドの運用基準（マンドート）に基づき、ファンドの組入資産を保守的に想定して算出
③蓋然性方式	①②が適用できない場合に、ファンドのリスク・ウェイトが250%以下/400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、250%/400%のリスク・ウェイトを適用して算出
④フォールバック方式	①②③が適用できない場合に、1250%のリスク・ウェイトを適用して算出

（出所）告示改正案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

銀行（国際統一基準行及び国内基準行）は、標準的手法と内部格付手法のいずれを採用していても上記の4方式が①～④の順番に適用される（例えば、①が適用できない場合に②が適用される）。

銀行は、各方式を適用したファンドの額を開示することが求められる（国際統一基準行の場合は四半期ごと、国内基準行の場合は半期ごと）。

これらの見直しは2019年3月31日から適用される。

(2) ルックスルー方式

(ア) ルックスルー方式の算出方法

銀行は、保有するエクスポージャーで出資の性質を有するもの（以下、「保有エクスポージャー」）で、リスク・ウェイトを直接に判定することができないときには、まず、ルックスルー方式を適用することが求められる（告示改正案76の5②、167②）。

ルックスルー方式とは、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産及び取引を、（それらを実際に保有している事業体ではなく）銀行が直接保有しているとみなして信用リスク・アセットの総額を計算する方式であり、後述の要件を満たす場合に適用することが求められる。具体的には、裏付けとなる資産等を銀行が直接保有するとみなした上で、次の割合を当該保有エクスポ

ージャーのリスク・ウェイトとして適用する（告示改正案 76 の 5②③、167②③）。これにより、ファンドの組入資産（裏付けとなる資産等）が、リスク・ウェイトの異なる複数の資産等で構成されている場合に、それらのリスク・ウェイトの平均値が適用されることとなる。

$\frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$
--

ルックスルー方式では、派生商品取引の CVA（信用評価調整）リスク²相当額の代わりに、当該派生商品取引の与信相当額を 1.5 倍した額を信用リスク・アセットの額に算入することが求められる³（告示改正案 76 の 5③、167③）。

さらに、内部格付手法採用行は、株式等エクスポージャーに標準的手法を適用している場合、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に含まれる株式等エクスポージャー等には、簡易手法を適用することが求められる（告示改正案 167④一・二）。また、内部格付手法採用行は、標準的手法を適用する事業単位における保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に含まれる証券化エクスポージャーには、外部格付準拠方式を適用することが求められる（告示改正案 167④三）。

（イ）ルックスルー方式の適用要件

ルックスルー方式は、裏付けとなる資産等のエクスポージャーに関する情報が、以下の要件をいずれも満たすときに適用することが求められる（告示改正案 76 の 5②、167②）。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①当該銀行により十分かつ頻繁に取得されていること ②独立した第三者により検証されていること |
|--|

上記の要件のうち、①のみを満たすことができず、かつ、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーに関する情報が第三者により十分かつ頻繁に取得されているときには、当該第三者により判定されたリスク・ウェイトを、1.2 倍に調整した上で用いることができる（告示改正案 76 の 5④⑤、167④⑤）。

（ウ）レバレッジの反映

ルックスルー方式において、ファンドが借入等によってレバレッジをかけている場合、リスク・ウェイトの算出にレバレッジを反映することが求められる。具体的には、上記の方法で算出されたリスク・ウェイトに、次の値を掛ける調整を行うことが求められる（告示改正案 76 の 5

² 一般に、派生商品取引の相手方の信用力が低下するリスクをいう。

³ 内部格付手法採用行の場合、派生商品取引の EAD（デフォルト時損失額）を 1.5 倍した額を当該派生商品取引の EAD として算出した信用リスク・アセットの額に算入することが求められる（告示改正案 167③）。

⑧一、167⑨一)。

$$\frac{\text{事業体の総資産の額}}{\text{事業体の純資産の額}}$$

(3) マンデート方式

(ア) マンデート方式の算出方法

マンデート方式とは、ルックスルー方式の適用ができない場合に適用される方式であり、ファンドの運用基準（マンデート）に基づき、ファンドの組入資産を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式である。

具体的には、マンデート方式は、裏付けとなる資産等の運用に関する基準（以下、「資産運用基準」）が明示されている場合に、資産運用基準に基づき、当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定し、銀行が直接保有するとみなした上で、以下の割合を当該保有エクスポージャーのリスク・ウェイトとして適用する（告示改正案 76 の 5⑥⑦、167⑥⑦）。

$$\frac{\text{資産運用基準に基づき、最大となるように算出した
保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

また、マンデート方式においても、ルックスルー方式と同様、派生商品取引の CVA リスク相当額の代わりに、当該派生商品取引の与信相当額を 1.5 倍した額を信用リスク・アセットの額に算入することが求められる（告示改正案 76 の 5⑦、167⑦）。

さらに、内部格付手法採用行は、裏付けとなる資産等のエクスポージャーが株式等エクスポージャーの場合は、簡易手法により信用リスク・アセットの額を算出することが求められる（告示改正案 167⑧一）。また、内部格付手法採用行は、裏付けとなる資産等のエクスポージャーが証券化エクスポージャーの場合は、外部格付準拠方式により信用リスク・アセットの額を算出することが求められる（告示改正案 167⑧二）。

(イ) レバレッジの反映

マンデート方式においても、ルックスルー方式同様、リスク・ウェイトの算出にレバレッジを反映することが求められる。具体的には、上記の方法で算出されたリスク・ウェイトに、次の値で、資産運用基準において許容される最大の値を掛ける調整を行うことが求められる（告示改正案 76 の 5⑧二、167⑨二）。

<u>事業体の総資産の額</u> 事業体の純資産の額

(4) 蓋然性方式

銀行は、ルックスルー方式及びマンドート方式が適用できない場合、蓋然性方式を適用することができる。蓋然性方式は、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトについて、250%以下又は400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、リスク・ウェイトを250%又は400%とすることができるという方式である（告示改正案76の5⑨、167⑩）。

(5) フォールバック方式

銀行は、ルックスルー方式、マンドート方式及び蓋然性方式が適用できない場合、保有エクスポージャーに1250%のリスク・ウェイトを適用して信用リスク・アセットの額を算出することが求められる（フォールバック方式）（告示改正案76の5⑩、167⑪）。

3. ファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課に係る開示案

国際統一基準行は、自己資本比率（単体・連結）の開示において、上記の各方式を適用したエクスポージャーの額を四半期ごとに開示することが求められる（開示告示改正案2④二、3④、4④、5④、6④、別紙様式第二号第一面、第四号第一面、第八号第一面）。

一方、国内基準行は、自己資本比率（単体・連結）の開示において、上記の各方式を適用したエクスポージャーの額を半期ごとに開示することが求められる（開示告示改正案10④一ハ・八、11、12④二ハ・九、13）。

4. 適用時期

上記の改正案は、2019年3月31日から適用するとされている（告示改正案附則1、開示告示改正案附則1）。

(以上)